第四十九条第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第二百六十三条第二項ただし書の方法により同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第二項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第五十条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。以下この款において同じ。）」を加える。

第五十一条第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所）及び個人番号」に改め、同条第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所）及び個人番号」に改める。

第五十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所）及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令第二百七十三条第一項ただし書（相続人等による還付の請求）の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第一項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。

第五十五条第一号及び第六十六条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加える。

第七十三条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所。以下この章において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。以下この章において同じ。）」に改め、同項第二号中「住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「生年月日、住所」に、「第七十四条の二第三号」を「第七十四条の二第一項第三号」に改め、同項第三号中「住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「生年月日、住所」に改め、同項第四号及び第五号中「（国内に住所がない場合には、居所）」を削り、同条第二項第一号中「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「、住所及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受理した同条第一項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第七十四条第一項第一号中「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第二号及び第三号中「住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「生年月日、住所」に改め、同条第二項第一号中「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「、住所及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第百九十五条第四項に規定する従たる給与等の支払者は、当該申告書に、当該従たる給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第七十四条の二第一号中「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「住所及び個人番号」に改め、同条第二号中「住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「生年月日及び住所」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百九十五条の二第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第七十五条第一号中「この条」を「この項」に、「及び住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「、住所及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第百九十六条第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第七十六条の二第四項第一号及び第五項第一号中「及び住所若しくは居所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第七十七条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第二百三条第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第七十七条の三第一項第一号中「この条」を「この項」に、「及び住所」を「、住所」に、「居所）」を「居所。以下この項において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第二号及び第三号中「住所（国内に住所がない場合には、居所）」を「生年月日、住所」に改め、同項第四号及び第五号中「（国内に住所がない場合には、居所）」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「及び住所若しくは居所」を「、住所」に改め、「名称及び」と」の下に「「個人番号又は法人番号」とあるのは「法人番号」と」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二百三条の五第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する公的年金等の支払者は、当該申告書に、当該公的年金等の支払者の法人番号を付記するものとする。

第七十七条の四第一項第一号中「及び当該」を「、当該」に改め、「納税地」の下に「及び法人番号」を加える。

第七十八条第一号及び第七十九条第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第八十一条の五第一項第一号イ中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）」に改め、同号ハ、ト及びチ、同条第二項第一号及び第二号並びに第三項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第八十一条の六第一項中「住所又は」を「住所（第二号に掲げる者にあつては、」に、「場所」を「場所。次項において同じ。）」に改め、同項第一号イからハまでを次のように改める。

イ　第七条第二項第一号（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）に規定する個人番号カードで令第三百三十七条第一項に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長（以下この項から第四項までにおいて「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）に提示する日において有効なもの

ロ　第七条第二項第二号に規定する通知カード及び住所等確認書類

ハ　住民票の写し又は第七条第二項第三号に規定する住民票の記載事項証明書で、その者の個人番号の記載のあるもの（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号ロにおいて同じ。）及び住所等確認書類で次項第一号に掲げるもの以外のもの

第八十一条の六第一項第一号ニからチまでを削り、同項第二号イを次のように改める。

イ　住所等確認書類（次項第一号に掲げるものを除く。）

第八十一条の六第三項を同条第五項とし、同条第二項中「令第三百三十七条第二項第二号に規定する財務省令で定める書類は」を「前項に規定する法人確認書類とは」に、「とする」を「をいう」に改め、同項第一号中「（法第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同号イ中「令第三百三十七条第一項に規定する」を削り、同号ロ中「イに規定する」を削り、同項第五号を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（その者の氏名及び住所の記載のあるものに限る。）をいう。

一　住民票の写し又は第七条第三項第一号に規定する住民票の記載事項証明書（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。）

二　戸籍の附票の写し又は印鑑証明書